

## 別記様式

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成23年度東京国道共同溝監視業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成23年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥955,500,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝(約114.6Km)のセキュリティの確保を目的に、監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対策が極めて重要な課題であることから、共同溝の構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な設備を用いた監視・保安体制の強化が必要である。</p> <p>さらには、共同溝施設の警備方法での監視体制、センサー類の設備レベル・配置などは、一般的にテロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占有者との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「東京地区共同溝のセキュリティの確保に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保の為に実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として設立された唯一の会社である。</p> <p>共同溝の様々な情報は都市のセキュリティ上極めて高い守秘義務を課せられており、監視施設等の設置を含めた監視業務の実施能力を有する唯一の会社であり、責任ある業務を遂行するための用件を備えた唯一の契約対象機関である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定より、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p>
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。